

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例

天理市立休日応急診療所条例（昭和53年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（臨時の分院の設置）

- 2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延を防止するため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。
- 3 前項の分院について、名称、位置その他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。